

定期預金満期日解約・予約サービス規定

令和2年4月1日改定

1. サービス内容

満期日解約・予約サービス（以下、「本サービス」といいます。）は当金庫の現金自動支払機（以下、「当金庫ATM」といいます。）をご利用してご指定の定期預金（以下、「指定定期預金口座」といいます。）を満期日に自動解約し、元利金をご指定の口座（以下、「指定口座」といいます。）に入金するサービスをいいます。

2. 指定定期預金口座

指定定期預金口座は、総合口座通帳（年金受取総合口座通帳、総合口座兼貯蓄預金通帳を含みます。）、定期預金通帳（以下、総称して、「通帳」といいます。）へお預入れの定期預金口座とします。
ただし、1,500万円をこえる定期預金口座は、本サービスの取扱い対象外とします。

3. 指定口座

総合口座通帳の場合、指定口座は総合口座普通預金とします。
定期預金通帳の場合、指定口座はご本人名義の普通預金口座を書面により当金庫宛お届けください。

4. 解約

- (1) 指定定期預金口座の満期日の前日までに本サービスを利用する場合は、当金庫ATMの画面表示の予約解約（定期預金）を選択し、当金庫ATMの操作手順に従って通帳をATMに挿入のうえ、解約予約操作を行ってください。
指定定期預金口座を満期日に自動解約し、元金および利息（課税扱いの場合、税引後の利息）を指定口座へ入金します。
- (2) 指定定期預金口座の満期日の当日に本サービスを利用する場合は、当金庫ATMの画面表示の期日解約（定期預金）を選択し、当金庫ATMの操作手順に従って通帳をATMに挿入のうえ、解約操作を行ってください。
指定定期預金口座を自動解約し、元金および利息（課税扱いの場合、税引後の利息）を指定口座へ入金します。
- (3) 第1項、第2項の自動解約の場合、預金払戻請求書（解約用）の提出は不要とします。

5. 当金庫ATM故障時の取扱い

当金庫ATMが停電、故障等の場合、本サービスの取扱いを一時停止します。

6. 当金庫ATMへの誤操作

当金庫ATMの使用に際し、口座番号等の誤入力により発生した損害については、当金庫は、責任を負いません。

7. 本サービスの解約

本サービスは、当金庫が相当の理由があると認めた場合には、当金庫はいつでもこのサービスの取扱いを中止することができるものとします。

8. 規定の準用

この規定に定めのない事項については当金庫所定の各種預金規定、ネットキャッシュカード規定により取扱います。

9. 規定の変更等

- (1) この規定は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項および金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更できるものとします。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヵ月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上